

平成25年3月15日

受益者の皆様へ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

追加型証券投資信託「ミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンド(愛称:地球の果実)」  
繰上償還予定についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、追加型証券投資信託「ミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンド(愛称:地球の果実)」(以下、当ファンド)は、平成22年3月29日の設定日以来、一般のお客様にご投資いただきますよう努力して参りましたが、当ファンドの純資産総額は平成25年1月末現在 2億3,417万7,270円(3億2,007万2,026口)で、10億口を下回る状況でございます。今後数年先を展望しても、当ファンドの運用が困難な状況と考えざるを得ません。

このような状況を十分検討した結果、弊社は受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまにとって最善であると判断し、信託約款に基づき平成25年5月15日付をもって償還を繰り上げて行う予定である旨、謹んでご報告申し上げます。

つきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって繰上償還を実施する予定です。本書面及び同封の「書面決議参考書類」をご高覧のうえ、繰上償還に関する決議の賛否及び必要事項を同封の「議決権行使書面」に記入いただき、弊社までお送りくださいますようお願い申し上げます。

何卒ご理解賜われますようお願い致します。

敬具

記

●書面決議に関するスケジュールについて

①受益者及び受益権口数の確定	平成25年3月15日(金)
②書面による議決権の行使期間	平成25年3月15日(金)から平成25年4月8日(月)まで
③書面による決議の日	平成25年4月9日(火)
④買取請求期間	平成25年4月10日(水)から平成25年4月30日(火)まで
⑤繰上償還日	平成25年5月15日(水)

●書面決議の手続き等について

- ①本書面による議決権の行使は、平成25年3月15日現在「ミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンド(愛称:地球の果実)」を保有している方(受益者)を対象としております。
- ②本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。この場合、当ファンドは平成25年5月15日に繰上償還となります。
- ③受益者数及び議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、繰上償還の手続きは行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を速やかに受益者の方にお知らせします。
- ④繰上償還が確定した場合、当ファンドは安定運用に切替え運用を行います。

●書面決議にあたっての議決権行使の方法について

議決権の行使は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、委託会社であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社へ、郵送によりご提出いただくことによって行われます。議決権の行使の期限である平成25年4月8日までに、同封の「議決権行使書面」を下記宛先までご送付ください。

なお、受益者が「議決権行使書面」を委託会社へ提出せず、議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとさせていただきます。賛成される場合は、お手続きの必要はございません。

## 議決権行使書面の送付先

〒100-6740 東京都千代田区丸の内1-9-1 グラントウキョウノースタワー  
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 投信企画部  
「ミレニアム・コモディティ・ロング・ショート・ファンド」議決権行使窓口

## 留意事項

- ・同一受益者の方が本議案について同一の議決権を複数回行使された場合は、行使期限に最も近いものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- ・本議案について賛否の表示のない議決権行使書は、賛成の表示があるものとさせていただきます。
- ・書面決議に際して、委託会社は議決権行使書および買取請求に関する事務を処理するために、上記の受益者に関する情報を販売会社および受託会社(再信託受託会社を含みます。)との間で共有することがありますので、ご了承ください。委託会社、販売会社及び受託会社にご提出いただいた個人情報、議決権行使受益権口数の管理及び買取請求の手続きを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。
- ・賛成される受益者の方は、手続きの必要はありません。
- ・**議決権の行使期間中についても、繰上償還の決議に対して反対したか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当該ファンドの解約のお申込みを受付けております。**

### ●反対受益者の買取請求手続きについて

当ファンドの繰上償還が決定した場合、繰上償還に反対した受益者の方は、以下の手続きにより自己の所有する受益権について、受託会社に対して信託財産をもって買取することを請求することができます。

1. 買取請求受付期間 平成25年4月10日～平成25年4月30日  
(平成25年5月1日以降に到着した場合は、買取請求を無効とさせていただきます。)
2. 買取請求手続き
  - ① 反対した受益者に対し、委託会社から「買取請求のご案内」を発送
  - ② 買取請求必要書類へのご記入
  - ③ 買取請求必要書類を販売会社へ提出
  - ④ 委託会社から受託会社へ、買取請求必要書類の送付
  - ⑤ 受託会社での買取請求必要書類の受理及び当該信託財産による買取の実行
  - ⑥ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお振込(お支払代金から振込手数料、振込手数料に係る消費税等相当額及び買取計算書の郵送料を差し引かせていただきます。)

上記の買取請求は、繰上償還に反対した受益者が、法令に基づいて受託会社の信託財産に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。このご請求手続きは、一部解約の実行請求に準ずるものとします。

なお、買取請求期間中も、繰上償還の決議に対して反対したか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り当該ファンドの解約のお申込みを受け付けております。ただし、買取請求を行った受益権については、解約のお申込を行うことはできなくなりますので、ご注意ください。

### ●本件に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社  
フリーダイヤル:0120-996-222 (受付時間:土日祝日を除く午前10時から午後5時まで)  
※ お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせは、お取引のある販売会社の本・支店等へお問い合わせください。

以上